

佐賀県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で同法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その指定を変更した旨、唐津市選挙管理委員会から報告があった。

令和3年2月2日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

施設の名称	変更事項	新	旧
唐津市古代の森会館	施設の名称	唐津市古代の森会館	古代の森会館
人権ふれあいセンター唐津	施設の名称	人権ふれあいセンター唐津	唐津市人権ふれあいセンター
呼子中央集会所	施設の名称	呼子中央集会所	唐津市中央集会所
小川島漁村センター	施設の名称	小川島漁村センター	唐津市小川島漁村センター
旧打上中学校武道場	施設の名称	旧打上中学校武道場	旧打上中学校武道館
唐津市鎮西スポーツセンター体育館	施設の名称	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	鎮西スポーツセンター体育館
唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場	施設の名称	唐津市呼子スポーツセンター屋内競技場	呼子スポーツセンター